

奈良県人事委員会による苦情相談制度

奈良県職員、教職員、警察職員及び公平委員会事務を奈良県人事委員会に委託している団体の職員の皆様

勤務条件や職場の人間関係、各種ハラスメントなど困っていることはありませんか？

職場に関する悩みがあれば、人事委員会事務局にご相談ください。

意欲を持って安心して職務に専念できるようお手伝いします。

相談できる内容

- ・勤務時間・休暇・給与に関する疑問、人事評価や服務管理に対する不満など勤務条件や人事管理に関する悩み
- ・職場における人間関係、セクハラ・パワハラ・マタハラ等のハラスメントに関する悩み
- ・その他、職場や職務等に関する悩み

対象となる職員

①奈良県の職員（一般行政職員のほか、教育職員、警察職員）

※会計年度任用職員、再任用職員、臨時的任用職員、条件附採用期間中の職員を含む。

※一般職の任期付職員、任期付研究員を含む。

※特別職の職員、公営企業職員、技能労務職員は除く。

②吉野郡内の町村、吉野広域行政組合、さくら広域環境衛生組合、関西広域連合の職員

③県費負担教職員

※相談内容により、相談先が異なります。相談内容が職場環境や人間関係に関する場合は、ご自身の属する市町村の公平委員会にご相談ください。

相談への対応

職員から相談があった場合、次の①～④の順に対応します。

①相談者のお話をお聞きします。

②相談者が何を望んでおられるのかを把握します。

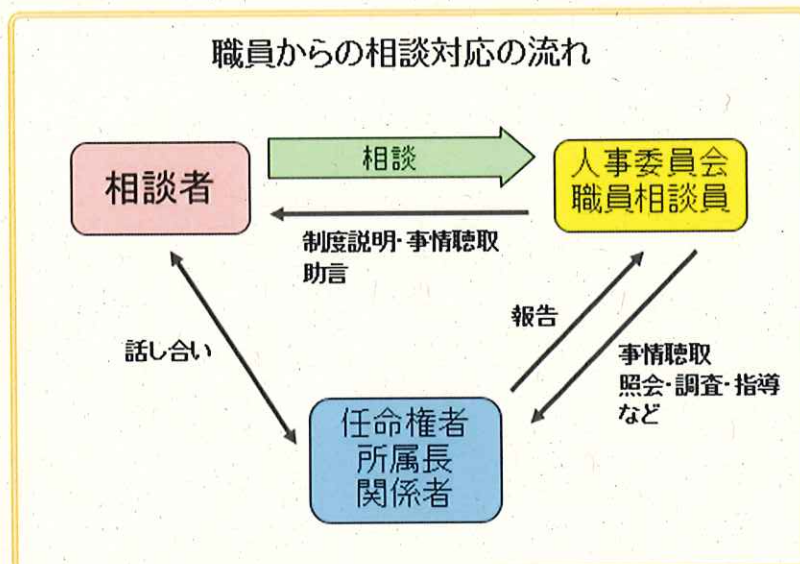
③解決方法を提案します。

④相談者の希望に応じて事情聴取等を行い、事案によって、

- ・ 相談者に対して解決策を助言
 - ・ 職場の上司等に対応を要請
 - ・ 所属に改善措置の実施を指導
 - ・ 相手方との話し合いの場をあっせん
- などの対応を行います。

※相談員には「規則」で守秘義務が課せられています。また、相談者に対しては、相談したことを理由とする不利益な取扱いが禁止されています。

※個々の職員の昇任や配置換等については、任命権者の裁量に委ねられている管理運営事項に該当するため、人事委員会から任命権者に対し指導等を行うことはできませんが、相談者が希望する場合は、相談内容を任命権者に伝達することはできます。



その他制度の詳細につきましては、奈良県人事委員会事務局ホームページをご確認ください。
職場に関して悩みのある方は、人事委員会事務局にご連絡ください。

職員からの相談は電話、手紙、面談、電子メールにより受け付けています。
※面談を希望する場合は、予め電話にてご連絡ください。

奈良県人事委員会事務局

【電話】0742-20-4430

※月曜日から金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く）9～17時

【手紙】〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良県人事委員会事務局宛て

【電子メール】jinji-c@office.pref.nara.lg.jp